

～ 自転車を利用される皆様へ ～

ご注意ください!

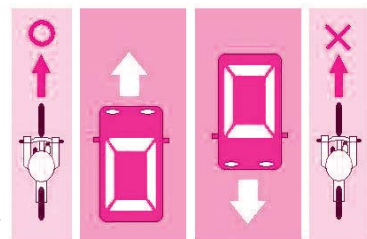
**<平成25年12月1日より>
自転車のルールが改正されました!**

1. 自転車の通行について

☆自転車は軽車両であるため、歩道等（路側帯または歩道）が設けられた道路では、基本的に車道を通行することになってはいますが、路側帯については通行が許容されています。また、歩道についても一定の条件を満たせば通行することができます。

2. 路側帯を通行する場合

☆改正前は、自転車等の軽車両は道路の左右両方の路側帯を通行することができましたが、改正後は道路左側の路側帯しか通行できなくなりました。



違反した場合

**3カ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金**

3. 歩道を通行できる場合

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童及び幼児、70歳以上の高齢者、一定の障がいをもつ身体障がい者の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合（工事や駐車車両等により通行が困難な場合）

※ただし、歩行者が優先なので、車道側を徐行し歩行者の邪魔をしないこと。

(325の3)自転車及び歩行者専用



4. 制動装置不良自転車について

☆制動装置不良自転車（ブレーキが無い物等）は、警察官に停止を求められ、検査をされることがあります。また、応急措置を講じるよう指導されることがあります。

**停止・検査拒否
応急措置命令等違反**

5万円以下の罰金

問い合わせ先:町民課生活環境グループ 電話:5-1115 告知端末機:5-8815

『春の火災予防運動』

1. 実施期間 平成26年4月20日(日)～平成26年4月30日(水)

2. 統一標語 「消すまでは 心の警報 ONのまま」

◎この運動は、火災が発生しやすい気候を迎え、火災により高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるため実施しています。

火災から身の安全や貴重な財産を失わないためにも、日頃から火気の取扱いなどに注意し、防火意識を高めましょう。

北留萌消防組合消防署幌延支署